

○岩手県警察職員の職務執行に伴う私有物 品の損害補償に関する訓令

(昭和45年3月31日
警察本部訓令第5号)

〔沿革〕 昭和54年3月警察本部訓令第13号、55年5月第8号、61年3月第7号、平成17年3月第4号改正

岩手県警察職員の職務執行に伴う私有物品の損害補償に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察職員の職務執行に伴う私有物品の損害補償に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、岩手県警察職員（以下「職員」という。）が、職務執行に伴って私有物品に損害を受けた場合の補償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(補償対象)

第2条 この訓令による補償の対象は、職員が職務執行に伴って有形力を受け、または予想をこえる事情により亡失またはき損した私有物品とする。ただし、職務執行の相手方またはその他の関係人から弁償を受けた場合は、この限りでない。

(補償金額)

第3条 補償金の額は、補償対象の時価または修理に要する経費について事案の内容を勘案し、決定するものとする。

(申請手続)

第4条 所属長は、この訓令による補償を要すると認められる事案が発生したときは、損害を受けた者の申告書、現認証明書、その他当該事案を証明する資料ならびに当該物品の品質および金額を認定しうる資料を添え、私有物品損害補償申請書（様式第1号）により、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を經由して本部長に申請するものとする。

(審査委員会)

第5条 警察本部に、私有物品損害補償審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、委員長及び委員をもつて構成し、委員長は警務部長、委員は警務課長、会計課長及び監察課長並びに委員長がその都度指名する者とする。

2 委員長に事故あるときは警務課長又は監察課長がその職務を代行する。

3 委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

(委員会の任務)

第7条 委員会は、第4条の規定により申請されたものについて、補償の要否及び補償金額を審査しなければならない。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長及び委員3人以上の出席がなければ開くことができない。

ただし、申請事案の内容により持回り審査に付することができる。

2 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(補償金額の決定)

第9条 本部長は、委員会の審査に基づいて補償の要否および支給額を決定し、私有物品損害補償通知書(様式第2号)により、所属長に通知する。

附 則

この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年3月31日警察本部訓令第13号)

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年5月19日警察本部訓令第8号)

この訓令は、昭和55年5月19日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則 (昭和61年3月29日警察本部訓令第7号)

この訓令は、昭和61年3月29日から施行する。

附 則 (平成17年3月22日警察本部訓令第4号)

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の岩手県警察職員の職務執行に伴う私有物品の損害補償に関する訓令に定める様式は、この訓令の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。